

塩竈市事後審査型制限付き一般競争入札公告

告示第 339 号

制限付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和8年10月8日

塩竈市長 佐藤 光樹

1. 制限付き一般競争入札に付す事項

- (1) 業 務 名 令7-単 第二中学校長寿命化改良工事（Ⅲ期）工事監理業務委託
- (2) 仕 様 別紙仕様書のとおり
- (3) 履 行 期 間 契約締結日から令和9年12月20日まで
- (4) 入札担当課 総務部管財契約課
- (5) 発注担当課 教育部教育総務課
- (6) 委 託 場 所 塩竈市楓町二丁目10番1号
- (7) 支 払 条 件 前払金（30%以内）
【本件は債務負担行為に基づく契約のため各年度における出来高予定額の30%以内とする】
検収後払い
- (8) 入 札 方 式 事後審査型制限付き一般競争入札を適用
- (9) 入札保証金 免除
- (10) 契約保証金 契約金額の10分の1以上とする。

2. 入札参加資格

- (1) 令和7・8年度の塩竈市指名競争入札参加資格承認簿に登録されている者で次の事項に該当する者。
 - ①本市の競争入札参加資格承認簿において、建築関係建設コンサルタント部門の「工事監理（建築）」、「工事監理（電気）」、「工事監理（機械）」の3つすべてで登録があり、宮城県内に営業所等を有していること。
 - ②本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
 - ③地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
 - ④会社更生法等により更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
 - ⑤民事再生法等により再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
 - ⑥入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
 - ⑦塩竈市入札契約暴力団等排除措置要綱各号に規定する要件に該当する者でないこと。
 - ⑧建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けている者であること。

3. 入札参加に必要な書類等配付期間及び場所

入札参加申請書類の配付等

- ① 令和8年10月8日から令和8年10月22日まで
- ② 配布方法 塩竈市公式ホームページ上からダウンロードにより入手すること。
ホームページアドレス <http://www.city.shiogama.miyagi.jp/>

4. 契約規則等を示す場所

塩竈市契約規則、塩竈市建設工事制限付き一般競争入札実施要綱等は9.（2）で示す場所において閲覧できる。

5. 入札参加申請

(1) 入札参加を希望する者は次に掲げる書類を提出すること。(郵送等は認めない)

なお入札参加資格の有無については、入札実施後審査する。

①一般競争入札参加申請書(様式第1号)

②配置予定の技術者に関する調書(様式第3号)

※①～②の書類を袋とじて提出すること。

※入札参加申請時に交付する一般競争入札参加申請受理書を入札当日持参すること。

※なお、一般競争入札参加受理書を入札当日持参しない場合は失格とする。

(2) 提出期間及び提出場所

提出期間 令和8年10月8日から令和8年10月22日まで(土曜、日曜、祝日を除く)

午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く)

提出場所 塩竈市総務部管財契約課契約係(本庁舎2階)

6. 入札参加資格の審査及び落札者の決定

(1) 入札参加資格の審査は、塩竈市建設工事制限付一般競争入札実施要綱第6条の規定により審査する。

(2) 予定価格以下の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。

(3) 落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札候補者を決定する。

(4) 開札後、提出された書類等により入札参加資格を満たしていることを確認した後に落札決定を行う。

(5) 落札者を決定したときは、直ちに当該落札候補者に落札決定した旨を通知する。

(6) 落札候補者が入札参加資格を満たしていないと認めたときは、当該落札候補者に対してその旨を通知する。

7. 入札公告の要件に該当しなくなった場合の取り扱い

開札日から落札決定までの間に、次に掲げるいずれかの事由に該当することとなったときは、当該入札を無効とする。また、落札決定後契約締結までの間に次に掲げるいずれかの事由に該当することとなったときは、当該落札決定を取り消し、契約締結を行わない。

(1) 2. の各号のいずれかに該当しないこととなったとき。

(2) 提出書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。

8. 入札参加資格を満たしていないと認めた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格を満たしていないと認められた者は、その旨の通知を受けた日の翌日から起算して7日(土曜日及び日曜日を除く。)以内に、市長に対して書面により当該理由について説明を求めることができる。

(2) 市長は、(1)の求めがあったときは、書面を受け取った日の翌日から起算して7日(土曜日及び日曜日を除く。)以内に書面により回答するものとする。

9. 仕様書等の閲覧

(1) 閲覧期間

令和8年10月8日から令和8年10月22日まで

(2) 閲覧場所

塩竈市公式ホームページ上からダウンロードにより閲覧及び入手すること。

塩竈市ホームページ <http://www.city.shiogama.miyagi.jp/>

(3) 仕様書に関する質問

仕様書に関する質問がある場合は、塩竈市総務部管財契約課契約係まで持参又はFAXすること。

※FAXにて質問する場合にはFAXを送信した旨の電話連絡を必ず行うこと。

なお、質問に対する回答は、9.(2)で示す閲覧場所で閲覧に供する。

FAX番号: 022-364-5304

(4) 質問の受付期間

令和8年10月8日から令和8年10月15日まで(土曜、日曜、祝日を除く)

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く）

(5) 回答書の閲覧期間

令和8年10月20日から令和8年10月22日まで

9.(2)で示す閲覧場所で閲覧に供する。

(6) 現場説明

仕様書等の閲覧をもって現場説明にかえる。

10. 入札執行の日時場所

令和8年10月23日 午前9時30分

塩竈市旭町1番1号 塩竈市役所 4階入札室

11. 入札の方法

(1) 入札参加資格者は一般競争入札参加申請受理書を持参し、入札担当者の確認を受けること。

(2) 郵送や電送による入札は認めない。

(3) 契約にあたっては、入札書に記載の金額に10%を加算した金額をもって契約するので、入札書に記載する金額は、契約希望額の110分の100に相当する金額とする。

(4) その他入札にあたっては、申請受理書に示す入札心得を遵守すること。

(5) 入札回数は3回以内とする。

12. 最低制限価格 設定する。(最低制限価格より低い入札は失格とする)

13. 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 入札日時点で入札参加資格のない者が行った入札

(2) 入札者の記名押印の無い入札

(3) 金額、その他重要事項の記載が不明確な入札

(4) 7.(1)に該当する者が行った入札

(5) 11.(4)で示す入札心得を遵守しない入札

14. その他

(1) この制限付き一般競争入札については、塩竈市建設工事制限付一般競争入札実施要綱（平成10年3月20日塩竈市告示第14号）を準用する。

15. 記載内容問い合わせ

塩竈市旭町1番1号

塩竈市総務部管財契約課契約係（本庁舎2階）

TEL：022-355-5781

FAX：022-364-5304